

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-140253

(P2008-140253A)

(43) 公開日 平成20年6月19日(2008.6.19)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>G06Q 30/00 (2006.01)</b>	G06F 17/60 326	
<b>G06Q 10/00 (2006.01)</b>	G06F 17/60 506	
<b>G06F 13/00 (2006.01)</b>	G06F 13/00 510C	

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2006-327152 (P2006-327152)  
 (22) 出願日 平成18年12月4日 (2006.12.4)

(71) 出願人 500205242  
 株式会社アイディーエス  
 東京都港区三田3-9-9 森伝ビル8F  
 (74) 代理人 100078776  
 弁理士 安形 雄三  
 (74) 代理人 100114269  
 弁理士 五十嵐 貞喜  
 (74) 代理人 100093090  
 弁理士 北野 進  
 (72) 発明者 熊谷 卓也  
 東京都港区三田3-9-9 森伝ビル8F  
 株式会社アイディーエス内

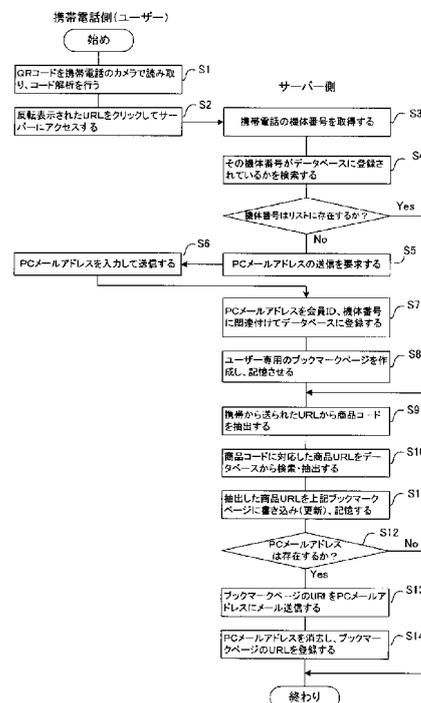
(54) 【発明の名称】 URL情報提供システム

(57) 【要約】

【課題】 広告チラシ等に印刷された商品のWebページを自分のパソコンで閲覧ができるようにすること。

【解決手段】 商品WebページのURL情報を格納するデータベースを有するサーバーを設置し、2次元コード(QRコード)に商品コードを含むサーバーのURLを記憶させておき、携帯電話でQRコードを読み取り、読み取ったURLを用いてサーバーにアクセスすると、サーバーのURLに含まれる商品コードから対応する商品のWebページのURL情報が検索され、ユーザー専用のブックマークページに書き込まれる。そのユーザー専用ブックマークページのURL情報を、携帯電話の機体番号と関連付けられて予め登録されているPCメールアドレスにメール送信し、送信後にPCメールアドレスを消去するとともに、ユーザー専用ブックマークページのURL情報を書き込む。

【選択図】 図5



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

広告媒体に印刷された商品の識別情報が記憶された 2 次元コードと、該 2 次元コードの読み取り手段が内蔵されたユーザーの携帯通信端末と、データベースを有するサーバーとが通信ネットワークを介して相互に通信可能に接続され、

前記ユーザーが前記携帯通信端末で読み取った前記商品の識別情報に基づいて、前記商品の広告を掲載した商品 Web ページの URL 情報を抽出し、前記ユーザーに提供する URL 情報提供システムであって、

前記商品の識別情報は、少なくとも前記商品を識別する商品コードを一部に含む前記サーバーの URL 情報であり、

前記データベースには、前記携帯通信端末固有の機体番号と前記ユーザーごとのブックマークページの URL 情報とが関連付けられてテーブル化されたユーザー識別情報と、前記商品コードと前記商品 Web ページの URL 情報とが関連付けられてテーブル化された商品情報とが格納されており、

前記サーバーは、

前記携帯通信端末固有の機体番号と前記ユーザーごとのブックマークページの URL 情報とを関連付けてユーザー識別情報として前記データベースに登録するユーザー識別情報登録手段と、

前記携帯通信端末から送信された前記サーバーの URL 情報から前記商品コードを抽出する商品コード抽出手段と、

前記携帯通信端末から送られた前記機体番号が前記ユーザー識別情報内にあるか否かを検索する検索手段と、

前記抽出された商品コードをキーとして前記商品情報を検索して前記商品 Web ページの URL 情報を抽出し、該抽出された前記商品 Web ページの URL 情報を前記ユーザーのブックマークページに書き込み、記憶手段に記憶させるユーザーブックマークページ作成 / 更新手段と、

を備えるとともに、

前記機体番号が前記ユーザー識別情報内にある場合は、前記機体番号と関連付けられて登録されている前記ブックマークページの URL 情報を前記検索手段が抽出し、該抽出されたブックマークページの URL 情報に対応するブックマークページに前記商品 Web ページの URL 情報を書き込んで更新し、

前記機体番号が前記ユーザー識別情報内に登録されていない場合は、前記ユーザー識別情報登録手段が、前記携帯通信端末に対して PC メールアドレスの新規登録を促す信号を送信し、前記携帯通信端末から PC メールアドレスが入力されて送信されると、それを受信して前記機体番号と関連付けて前記ユーザー識別情報内に登録するとともに、前記ユーザーブックマークページ作成 / 更新手段が、前記ユーザー専用のブックマークページを新規に作成し、前記商品 Web ページの URL 情報を書き込んで前記記憶手段に記憶させるとともに、前記新規作成したブックマークページの URL 情報を前記 PC メールアドレスにメール送信するメール送信手段をさらに備え、

前記ブックマークページの URL 情報が前記 PC メールアドレスに送信されると、前記ユーザー識別情報登録手段が、前記 PC メールアドレスを消去して前記ブックマークページの URL 情報を前記機体番号と関連付けて登録することを特徴とする URL 情報提供システム。

**【請求項 2】**

広告媒体に印刷された商品の識別情報が記憶された 2 次元コードと、該 2 次元コードの読み取り手段が内蔵されたユーザーの携帯通信端末と、データベースを有するサーバーとが通信ネットワークを介して相互に通信可能に接続され、

前記ユーザーが前記携帯通信端末で読み取った前記商品の識別情報に基づいて、前記商品の広告を掲載した商品 Web ページの URL 情報を抽出し、前記ユーザーに提供する URL 情報提供システムであって、

10

20

30

40

50

前記商品の識別情報は、少なくとも前記商品を識別する商品コードを一部に含む前記サーバーのURL情報であり、

前記データベースには、前記携帯通信端末固有の機体番号と前記ユーザーの会員IDと前記ユーザーごとのブックマークページのURL情報とが関連付けられてテーブル化されたユーザー識別情報と、前記商品コードと前記商品WebページのURL情報とが関連付けられてテーブル化された商品情報とが格納されており、

前記サーバーは、

前記携帯通信端末固有の機体番号と前記ユーザーの会員IDと前記ユーザーごとのブックマークページのURL情報とを関連付けてユーザー識別情報として前記データベースに登録するユーザー識別情報登録手段と、

前記携帯通信端末から送信された前記サーバーのURL情報から前記商品コードを抽出する商品コード抽出手段と、

前記携帯通信端末から送られた前記機体番号が前記ユーザー識別情報内にあるか否かを検索する検索手段と、

前記抽出された商品コードをキーとして前記商品情報を検索して前記商品WebページのURL情報を抽出し、該抽出された前記商品WebページのURL情報を前記ユーザーのブックマークページに書き込み、記憶手段に記憶させるユーザーブックマークページ作成/更新手段と、

を備えるとともに、

前記機体番号が前記ユーザー識別情報内にある場合は、前記機体番号と関連付けられて登録されている前記ブックマークページのURL情報を前記検索手段が抽出し、該抽出されたブックマークページのURL情報に対応するブックマークページに前記商品WebページのURL情報を書き込んで更新し、

前記機体番号が前記ユーザー識別情報内に登録されていない場合は、前記ユーザー識別情報登録手段が、前記携帯通信端末に対してPCメールアドレスの新規登録を促す信号を送信し、前記携帯通信端末からPCメールアドレスが入力されて送信されると、それを受信して前記機体番号及び新たに発行した会員IDと関連付けて前記ユーザー識別情報内に登録するとともに、前記ユーザーブックマークページ作成/更新手段が、前記ユーザー専用のブックマークページを新規に作成し、前記商品WebページのURL情報を書き込んで前記記憶手段に記憶させるとともに、前記新規作成したブックマークページのURL情報を前記PCメールアドレスにメール送信するメール送信手段をさらに備え、

前記ブックマークページのURL情報が前記PCメールアドレスに送信されると、前記ユーザー識別情報登録手段が、前記PCメールアドレスを消去して前記ブックマークページのURL情報を前記機体番号又は前記会員IDと関連付けて登録することを特徴とするURL情報提供システム。

【請求項3】

前記ユーザー専用のブックマークページのURL情報は、前記機体番号を一部に含むことを特徴とする請求項1又は2に記載のURL情報提供システム。

【請求項4】

前記ユーザー専用のブックマークページのURL情報は、前記会員IDを一部に含むことを特徴とする請求項2に記載のURL情報提供システム。

【請求項5】

前記通信ネットワークに接続された前記ユーザーのパソコンから前記会員IDを入力することにより、前記サーバーの前記記憶手段に格納されている前記ユーザーのブックマークページを呼び出すブックマークページ呼び出し手段が前記サーバーに備えられていることを特徴とする請求項4に記載のURL情報提供システム。

【請求項6】

前記2次元コードの読み取り手段が内蔵された携帯通信端末は、2次元コード読み取るためのカメラと、該カメラで撮像した画像を解析して前記2次元コードに含まれる商品の識別情報を抽出するコード解析手段を有する携帯電話機である、請求項1乃至5のいずれ

10

20

30

40

50

かに記載のURL情報提供システム。

【請求項7】

前記データベースの商品情報には、前記商品の具体的内容を簡単に説明した商品概要が前記商品コードと関連付けられて記憶されている請求項1乃至6のいずれかに記載のURL情報提供システム。

【請求項8】

前記2次元コードがQRコードである請求項1乃至7のいずれかに記載のURL情報提供システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

10

【0001】

本発明は、URL情報提供システムに関するものであり、特に、ユーザーが広告チラシ等に印刷された2次元コードを携帯電話機で読み取り、そのコード情報をサーバーに送ると、サーバーが2次元コードに含まれる商品識別情報(商品コード)に基づいてその商品のWebページのURL情報を検索抽出し、それをユーザー専用のブックマークページに記載(蓄積保存)し、そのブックマークページのURLをユーザーに知らせることにより、ユーザーが自分のパソコンでそのブックマークページを経由して商品のWebページの閲覧ができるようにした、URL情報提供システムに関するものである。

【背景技術】

【0002】

20

近年、雑誌の広告掲載ページや新聞の折込チラシ(家電製品や不動産情報など)に広告主や商品紹介のWebページのURL(Uniform Resource Locator)を記載して、さらに詳しい情報の入手が可能となるようにしている。

しかし、このようなURLは、例えば「\_」(アンダーバー)や「~」(チルダ)など、普段はあまり使用しないような記号を用いている場合があり、入力作業が煩雑であり、入力ミスも犯しやすい。特に、高齢者にとっては尚更である。

そこで、かかるURLの入力を不要とし、利用者が広告に掲載された商品或いはサービスに関する情報を簡単に入手することを可能とする情報提供サービスが提案されている(特許文献1参照)。

【0003】

30

これを簡単に説明すると、広告媒体(例えば雑誌広告ページ)に商品等の内容を詳しく説明するWebページへの接続情報(WebページのURL)を示す2次元コード(例えばQRコード、図11参照)を商品と共に印刷しておき、利用者がカメラ付き携帯電話機のカメラでコードを読み取ると、URL情報が携帯電話機に取り込まれ、利用者がその携帯電話機で前記URLにアクセスすると、商品Webページに接続され、詳しい商品情報がその携帯電話機の画面に表示されるというものである。

【0004】

しかしながら、かかるシステムには以下のような問題がある。

(1)商品の詳しい説明を表示させるのには、携帯電話機の画面では小さすぎるので、掲載される情報が制限される。例えば、アパート・マンション等の間取り情報や室内の様子等を撮影した画像情報(動画も含む)などは、(パソコン等の)大きなディスプレイで表示させるのに適している。

40

従って、広告に印刷された2次元コードを携帯電話機で読み取ったとしても、その読み取ったURL情報を、パソコンのメールアドレスに転送されるようにするのが好ましい。

(2)しかしながら、携帯電話機の中にそのような転送を直接に行うソフトウェアを組み込むためには、携帯電話システムを運営する事業者ごとに適合するOSを用いたソフトウェアを開発する必要があり、開発コストが事業者の数だけ増えることになる。

【0005】

上述のような事情に鑑み、本出願と同じ出願人により、ユーザーが広告チラシ等に印刷された2次元コードを携帯電話機で読み取り、そのコード情報をサーバーに送ると、サー

50

バーが2次元コードに含まれる商品識別情報(商品コード)に基づいてその商品のWebページのURL情報を検索抽出し、それをユーザー専用のブックマークページに記載(蓄積保存)し、そのブックマークページのURLをユーザーにメール送信することにより、ユーザーが自分のパソコンでそのブックマークページに記載されているURLをクリックすることによって商品のWebページの閲覧ができるようにした、URL情報提供システムが既に提案されている(特願2006-159203参照)。

【特許文献1】特開2002-111909号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、上記システムではユーザーが携帯電話でQRコードを読み取ってサーバーにアクセスするたびに、ユーザーのPCメールアドレスに対してブックマークページのURLがメール送信される仕組みになっているため、ユーザーのPCメールアドレスをサーバー側に保管しておく必要がある。

一方、近年、個人情報保護の観点から、個人情報の漏洩が社会問題化している現状に鑑み、万が一の場合に備え、PCメールアドレス等の個人を特定する情報をサーバー側に残したくないという社会的な要請もある。

このためには、PCメールアドレスをサーバー側に保管せずに、毎回ユーザーに入力させるという考え方もあり得ないわけではないが、煩雑すぎて、上記システムの利用を躊躇する者が出るおそれもある。

しかも、ユーザーのブックマークページのURLは毎回変わるものではないので、一度だけ通知してユーザーのブラウザの「お気に入り」に登録してもらえば、毎回メール送信する必要もない。

本発明は上述のような事情に鑑み為されたものであり、個人情報保護のセキュリティを高めたURL情報提供システムを提供することを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、広告媒体に印刷された商品の識別情報が記憶された2次元コードと、該2次元コードの読み取り手段が内蔵されたユーザーの携帯通信端末と、データベースを有するサーバーとが通信ネットワークを介して相互に通信可能に接続され、前記ユーザーが前記携帯通信端末で読み取った前記商品の識別情報に基づいて、前記商品の広告を掲載した商品WebページのURL情報を抽出し、前記ユーザーに提供するURL情報提供システムに関し、本発明の上記目的は、

前記商品の識別情報は、少なくとも前記商品を識別する商品コードを一部に含む前記サーバーのURL情報であり、前記データベースには、前記携帯通信端末固有の機体番号と前記ユーザーごとのブックマークページのURL情報とが関連付けられてテーブル化されたユーザー識別情報と、前記商品コードと前記商品WebページのURL情報とが関連付けられてテーブル化された商品情報とが格納されており、前記サーバーは、前記携帯通信端末固有の機体番号と前記ユーザーごとのブックマークページのURL情報とを関連付けてユーザー識別情報として前記データベースに登録するユーザー識別情報登録手段と、前記携帯通信端末から送信された前記サーバーのURL情報から前記商品コードを抽出する商品コード抽出手段と、前記携帯通信端末から送られた前記機体番号が前記ユーザー識別情報内にあるか否かを検索する検索手段と、前記抽出された商品コードをキーとして前記商品情報を検索して前記商品WebページのURL情報を抽出し、該抽出された前記商品WebページのURL情報を前記ユーザーのブックマークページに書き込み、記憶手段に記憶させるユーザーブックマークページ作成/更新手段と、を備えとともに、

前記機体番号が前記ユーザー識別情報内にある場合は、前記機体番号と関連付けられて登録されている前記ブックマークページのURL情報を前記検索手段が抽出し、該抽出されたブックマークページのURL情報に対応するブックマークページに前記商品WebページのURL情報を書き込んで更新し、前記機体番号が前記ユーザー識別情報内に登録さ

10

20

30

40

50

れていない場合は、前記ユーザー識別情報登録手段が、前記携帯通信端末に対してPCメールアドレスの新規登録を促す信号を送信し、前記携帯通信端末からPCメールアドレスが入力されて送信されると、それを受信して前記機体番号と関連付けて前記ユーザー識別情報内に登録するとともに、前記ユーザーブックマークページ作成/更新手段が、前記ユーザー専用のブックマークページを新規に作成し、前記商品WebページのURL情報を書き込んで前記記憶手段に記憶させるとともに、前記新規作成したブックマークページのURL情報を前記PCメールアドレスにメール送信するメール送信手段をさらに備え、前記ブックマークページのURL情報が前記PCメールアドレスに送信されると、前記ユーザー識別情報登録手段が、前記PCメールアドレスを消去して前記ブックマークページのURL情報を前記機体番号と関連付けて登録することによって達成される。

10

**【0008】**

また、本発明の上記目的は、前記2次元コードの読み取り手段が内蔵された携帯通信端末を、2次元コード読み取るためのカメラと、該カメラで撮像した画像を解析して前記2次元コードに含まれる商品の識別情報を抽出するコード解析手段を有する携帯電話機とすることによって効果的に達成される。

さらに、本発明の上記目的は、前記データベースの商品情報に、前記商品の具体的内容を簡単に説明した商品概要を前記商品コードと関連付けて記憶することによって、より効果的に達成される。

**【発明の効果】****【0009】**

20

本発明に係るURL情報提供システムによれば、ユーザーはカメラ付きの携帯電話機でチラシ等に印刷された2次元コードを読み取り、簡単な操作で指定されたサーバーにアクセスして商品コードを送信するだけで、当該商品コードに対応した商品WebページのURL情報が記載された自分専用のブックマークページが作成され、そのブックマークページのURL情報が送られてくるので、パソコンからそのブックマークページにアクセスし、そこに記載されている商品WebページのURLをクリックするだけで、商品の詳細な情報を自分のパソコンで閲覧することが可能となる。

さらに、これに加えて、自分のアクセスした商品WebページのURL情報のすべてが自分の専用ブックマークページに掲載されているので、今までの履歴を見ることが可能となる。

30

サーバー側から見れば、ユーザーに送信するブックマークページのURL情報は常に同じものであるため、初回のみ通知すればよく、PCメールアドレスを保管しておく必要がないので消去してもよく、消去すれば個人を特定する情報は何もなくなり、情報が漏洩しても問題はない。また、ユーザーがその後PCメールアドレスを変更しても影響がない。

また、ユーザー側から見ると、自分の専用ブックマークページに今までにアクセスした商品URL情報がすべて記載されているため、商品WebページURLを個別にお気に入り登録する必要がなく、自分の専用ブックマークページURLを1回登録するだけでよいというメリットがある。

**【発明を実施するための最良の形態】**

40

**【0010】**

図1は本発明に係るURL情報提供システムの構成を示す概略図であり、広告チラシ等に印刷された2次元コード(我が国では図12に示すQRコードがもっとも普及しており、これを用いるのが好ましいが、他の方式の2次元コードでも理論的には可能である。)を読み取る読み取り手段が内蔵された携帯電話機1とデータベース4を有するサーバー3とが通信ネットワーク5を介して相互に通信可能に接続されている。そして、サーバー3からユーザーのパソコン6のPCメールアドレスに、商品WebページのURL情報が記載されたユーザー専用ブックマークページのURL情報がメール送信され(ただし初回のみ)、ユーザーがパソコン6から自分の専用ブックマークページにアクセスして、そのページに記載されている商品WebページのURL情報をクリックして商品Webページに

50

アクセスすることができるようになっている。また、一度ブックマークページのURL情報がメール送信されると、ユーザーのPCメールアドレスは消去されるようになっているので、個人を特定する情報の漏洩の心配がない。

#### 【0011】

なお、携帯電話機1に内蔵されている読み取り手段は、2次元コードの画像を撮像するCCDカメラと、読み取った画像を解析してデータを取り出す解析ソフト（携帯電話の事業者ごとに異なるOSによって作成され、製造時にファームウェアとして電話機本体に組み込まれているのが一般的である。）から成る。また、携帯電話通信システムとは携帯電話事業者ごとに設置運営されるアンテナ、基地局、通信ネットワーク5への接続を行うサーバー等で構成されるものであり、既存のシステムが利用できる。

10

#### 【0012】

図2はサーバー3の構成を示すブロック図である。サーバー3は、携帯電話機1から送信されたサーバー3のURL情報（データ形式の詳細は後述する。）から2次元コードが付された商品の商品コードを抽出する商品コード抽出手段31と、抽出された商品コードをキーとしてデータベース4内を検索して商品WebページのURL情報を取り出すとともに、携帯電話機1から送られた機体番号をキーとしてデータベース4内を検索してユーザーの会員ID又はブックマークページURLを取り出す検索手段32と、検索された商品WebページのURL情報をユーザー専用のブックマークページに書き込むブックマークページ作成/更新手段33を備えている。

また、ユーザーが本システムを初めて利用した場合は機体番号そのものがデータベース4内に存在していないので、その場合に、PCメールアドレスの新規登録を促す信号を携帯電話機1に送信し、携帯電話機1からPCメールアドレスが入力されて送信されると、それを受信して、PCメールアドレスと新たに発行した会員IDと機体番号とを関連付けてデータベース4内に登録するユーザー識別情報登録手段34も備えている。

20

さらには、携帯電話機1から送信された機体番号、抽出された商品コード等を一時的に記憶したり、上記の作成又は更新されたユーザー専用のブックマークページを記憶しておく記憶手段35、前記ユーザー専用のブックマークページのURL情報をユーザーのPCメールアドレスに送信するためのメールを作成/送信するメール送信手段36、外部との通信を行う通信手段37、及び、広告主が（図示しない）端末から通信ネットワーク5を介してデータベース4に商品WebページのURL情報を登録するための商品URL登録手段38を備えている。そして、これらの各手段31～38を制御手段（CPU、RAM、ROM等で構成される。）が所定のプログラムによって制御している。

30

なお、データベース4への商品WebページのURL情報の登録は、外部記録媒体（図示せず）に記憶させたものをサーバー3から読み込むことによって、データベース4に登録するにしてもよいので、通信ネットワーク5を介して登録することは必須要件ではない。

#### 【0013】

サーバー3に接続されたデータベース4には、携帯電話機1固有の機体番号とユーザーの会員ID（例えば登録順に追番号にしてもよい。）及びブックマークページURL（初回のみPCメールアドレス）とが関連付けられてテーブル化されたユーザー識別情報41と、商品コードと商品WebページのURL情報とが関連付けられてテーブル化された商品情報データ42とが格納されている。さらに、図示されていないが、データベース4内にはユーザーのアクセス履歴がユーザーの会員ID、又は機体番号と関連付けられて保存されている。こうすることにより、どのユーザーがどの商品広告に関心を示したかを後から知ることができる。

40

#### 【0014】

図3はユーザー識別情報（テーブル）の具体例を示すものである。なお、会員IDは新規登録時に発行されて登録される。登録順に追番号にするのが好ましいが、これに限定されるものではなく、ユニークなコードであれば何でもよい。会員IDを機体番号とは別に設ける理由は、機体番号では複雑すぎてユーザーが利用しにくいからである。

50

図4は商品情報データ(テーブル)の具体例を示すものである。商品コードと関連付けられた商品WebページのURL情報のほかに、商品の具体的内容を簡単に説明した商品概要も関連付けられて格納されている。商品のURL情報だけでは(実際にアクセスしてみなければ)その商品の内容を把握することができないので、商品概要も併せて登録しておくことによって、具体的に分かるようにするためである。

#### 【0015】

次に、上記構成における本願発明に係るシステムの動作を説明する。

#### (実施例1)

QRコードに、商品コード(例えば、0123456)を一部に含むサーバー3のURL情報が記憶されている場合である。すなわち、「<http://www.qr-infosystem.com/0123456.html>」をQRコード化した場合である。

10

#### 【0016】

図5のフローチャートに基づいて処理の流れを説明する。まず、携帯電話機1のカメラでQRコードを読み取ると、携帯電話機1のソフトウェア(2次元コード読取機能付きのタイプには最初から内蔵されていることが多い。)が解析して、サーバー3のURLを反転表示する(ステップS1)。図6(A)は表示の一例を示すものである。ユーザーが選択ボタンを押すと反転表示が解除され、図6(B)の状態になる。そこで「決定」を押すと図6(C)に移行し、選択ボタンを押して送信すると、サーバー3に接続される(ステップS2)。

そこで、サーバー3は携帯電話機1から機体番号を取得する(ステップS3)。携帯電話機の機体番号は、個体識別番号と呼ばれる各携帯電話機を一意に識別する番号であり、ネットワークから要求されると、携帯電話機によって自動的にその情報が送信されるようになっているものである。本発明に係るシステムでは、事前にユーザーの承認をとるようにしている。具体的には、サーバー3から携帯電話機1に対して図7のような確認画面が送られる。ユーザーが機体番号の取り込みを承認すると、サーバーは携帯電話機1から機体番号を取得する。機体番号(例えば、JNED0631594)を受け取ったサーバー3は、データベース4の中にその機体番号が登録されているかどうかを検索する(ステップS4)。初回の場合は当然ながら機体番号の登録はないので、PCメールアドレスの登録を要求する(ステップS5)。具体的には、サーバー3から携帯電話機1に対して図8のような画面が送られる。ユーザーがPCメールアドレスを入力して送信すると(ステップS6)、

20

30

#### 【0017】

次に、ブックマークページ作成/更新手段33がユーザーに固有の情報(例えば、機体番号、例：JNED0631594)を用いて、「JNED0631594.html」という名前のブックマークページファイルを自動生成し、記憶手段35の中にある「user」というフォルダの中に格納する(ステップS8)。そうすると、このブックマークページは、

40

<http://www.qr-infosystem.com/user/JNED0631594.html>・・・(1)

というURL情報を持つことになる。なお、機体番号の代わりに、会員ID(0000002)を利用した「0000002.html」というファイル名にしてもよい。

そうすると、このブックマークページは、

<http://www.qr-infosystem.com/user/0000002.html>・・・(1')

というURL情報を持つことになる。

#### 【0018】

次に、携帯電話機1から送信されたサーバー3のURL情報から商品コードを抽出する(ステップS9)。具体的には、「<http://www.qr-infosystem.com/0123456.html>」の中のスラッシュ(/)より右側の部分(htmlを除く)を切り出して、商品コード(0123456)

50

を抽出する。次に、抽出された商品コードに対応した商品WebページのURL情報をデータベース4の商品情報データ42から検索・抽出する(ステップS10)。

図4の例では「http://www.realestate.com/akasaka2.html」が抽出される。これを、ブックマークページ作成/更新手段33が記憶手段35の中にある上記ブックマークページに書き込み(2回目からは更新)、記憶する(ステップS11)。

#### 【0019】

次に、検索手段32はデータベース4内のユーザー識別情報41を検索して、当該機体番号に関連付けられたPCメールアドレスが存在するかどうかを調べる(ステップS12)。

初回の場合は上記ステップS7においてPCメールアドレスが登録されているので、「Yes」となり、メール送信手段36がユーザーのPCメールアドレスに対して、上記ブックマークページのURL情報(1)又は(1')を知らせるための送信メールを自動作成し、送信する(ステップS13)。図9は送信メールの画面の一例を示すものである。

このメールを受信したユーザーが、送られたメールの本文に記載されているブックマークページのURLをクリックすると、自分専用のブックマークページ(図10参照)がパソコンの画面に表示され、この中の商品WebページのURL(50)をクリックすることによって、その商品Webページを閲覧することができる。

#### 【0020】

次に、ユーザー識別情報登録手段34は、そのユーザーのPCメールアドレスを消去し、ブックマークページのURL情報を機体番号と関連付けて登録する(ステップS14)。書き込むエリアは、PCメールアドレスが登録されていた場所と同じ場所でもよいが(この場合は上書きとなる)、別のエリアを独立して設けてもよい。同じ場所に書き込む場合は、検索の際に、PCメールアドレス情報とブックマークページのURL情報の区別が可能であることが必要となるが、メールアドレスには必ず@マークが含まれているので、このマークの有無で判断するようにすればよい。

#### 【0021】

以上は、ユーザーが初めて本発明に係るシステムを利用した場合の処理の流れであるが、2回目以降の場合は、上記ステップS4での検索の結果、機体番号は登録されているので、ステップS9に移行してステップS11までの処理を行った後、終了する。初回時にステップS14でPCメールアドレスは消去されている(あるいは、ブックマークページのURL情報に変わっている)ので、ステップS12は必ず「No」となるからである。

#### 【0022】

なお、本発明においては、ユーザーのPCメールアドレスに送信されるメールは初回のみであるので、ユーザーが受信したブックマークページのURLをブラウザの「お気に入り」に登録するように促す必要がある。そこで、メール本文中にその旨を明記するとともに(図9参照)、ブックマークページ中にカンタン登録のためのボタンを設けるようにしてもよい(図10参照)。

また、お気に入りへの登録を忘れたユーザーのために、本システムのサービスを提供する業者のホームページから、会員IDを入力することによって、会員IDに関連付けられたURL(例えば、上記1'のURL)を持つブックマークページにアクセスできるようにブックマークページ呼び出し手段(図示せず)を設けてもよい。

#### 【0023】

さらには、データベース4に格納されているユーザーのアクセス履歴から、そのユーザーが特に興味を示した商品を知ることができるので、その商品に関連する業者のバナー広告(例えば、図10の60参照)をブックマークページに自動的に掲載することによって、広告効果を高めることも可能となる。

#### 【0024】

なお、本実施例において説明のために使用した携帯電話の表示画面(図6~8)は、あくまでも例を示したものに過ぎず、これに限定されるものではない。また、本実施の形態においては、携帯通信端末が携帯電話機である場合を例として説明したが、固有の機体番

10

20

30

40

50

号を有する機種であれば、いわゆる携帯電話機であることには限定されない。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】本発明に係るURL情報提供システムの構成を示す概略図である。

【図2】サーバーの構成を示すブロック図である。

【図3】ユーザー識別情報の例を示す図である。

【図4】商品情報の例を示す図である。

【図5】実施例1のフローチャートである。

【図6】実施例1におけるQRコード読み取り画面の一例を示すものである。

【図7】機体番号取得確認画面の一例を示すものである。

10

【図8】PCメールアドレス入力画面の一例を示すものである。

【図9】送信メールの表示画面の一例を示すものである。

【図10】ブックマークページの表示画面の一例を示すものである。

【図11】QRコードの外観を示すものである。

【符号の説明】

【0026】

1 携帯電話機

3 サーバー

4 データベース

5 通信ネットワーク

20

6 パソコン

3 1 商品コード抽出手段

3 2 検索手段

3 3 ユーザーブックマークページ作成/更新手段

3 4 ユーザー識別情報登録手段

3 5 記憶手段

3 6 メール送信手段

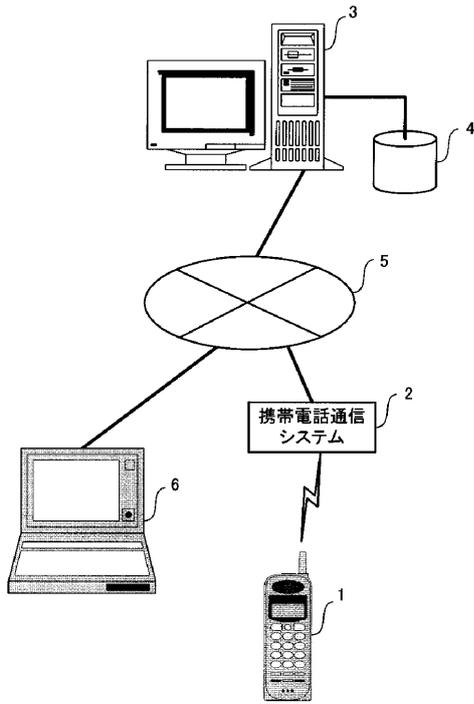
3 7 通信手段

4 1 ユーザー識別情報データ

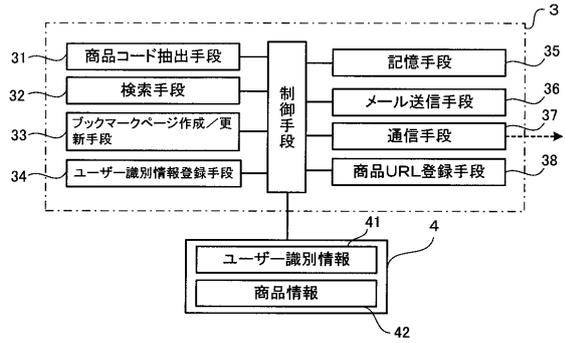
4 2 商品情報データ

30

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

(A)メール送信前

会員ID	機体番号	ブックマークページURL (又はPCメールアドレス)
0000001	JSHG6177157	http://www.qr-infosystem.com/user/JSHG6177156.html
0000002	JNED0631594	bogey@natmail.com
...	...	...

(B)メール送信後

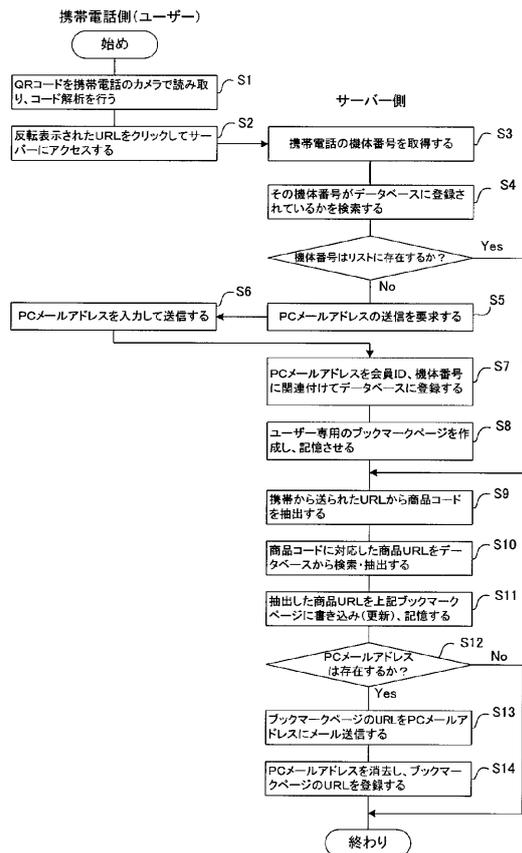
会員ID	機体番号	ブックマークページURL
0000001	JSHG6177157	http://www.qr-infosystem.com/user/JSHG6177156.html
0000002	JNED0631594	http://www.qr-infosystem.com/user/JNED0631594.html
...	...	...

【 図 4 】

商品情報

商品コード	商品WebページのURL	商品概要
0000001	http://www.epson...	プリンタ、エプソンPM-900C
0123456	http://www.realestate.com/aksaka2.html	賃貸マンション、2LDK、赤坂歩2分
...	...	...

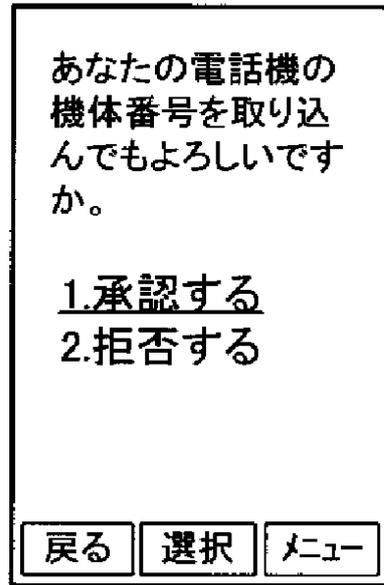
【 図 5 】



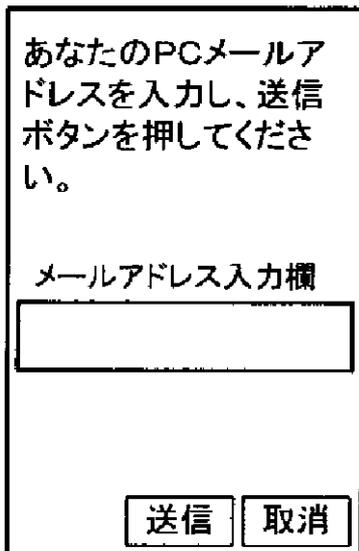
【 図 6 】



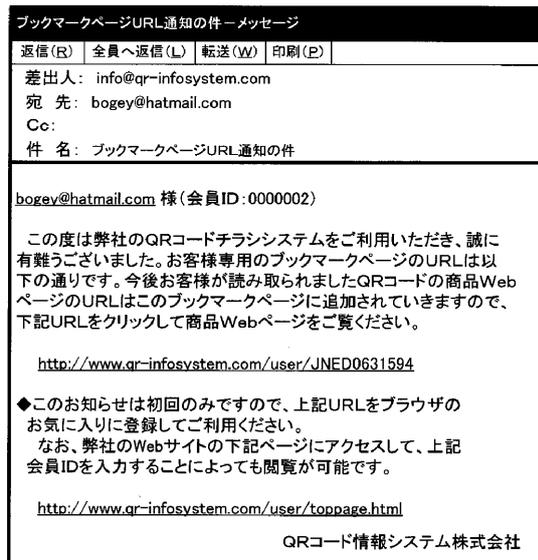
【 図 7 】



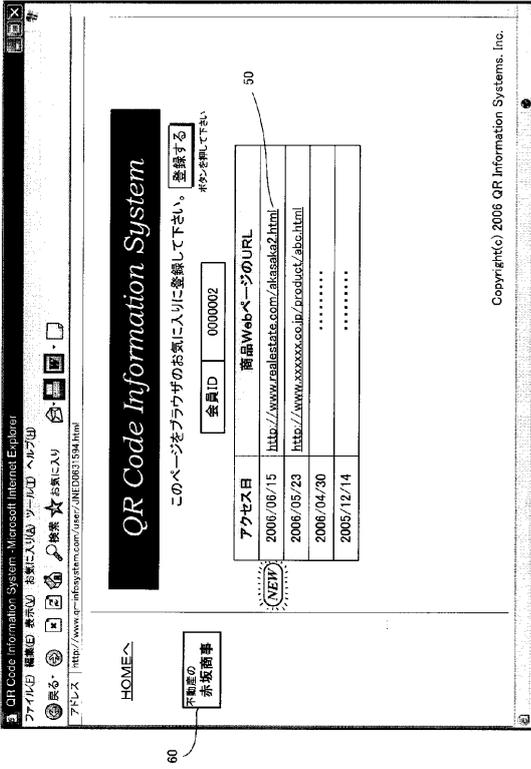
【 図 8 】



【 図 9 】



【 図 1 0 】



【 図 1 1 】

